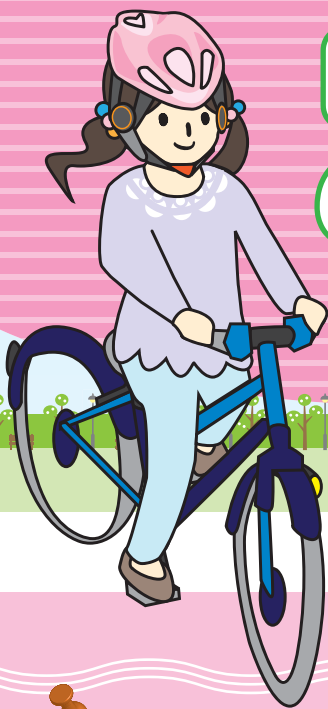


じてんしゃ 自転車に のるときかぶろう 「ヘルメット」

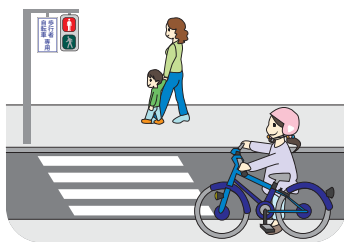


ヘルメットはきみたちの頭を守る、とても大切なものなんだ。
ヘルメットをかぶって、自転車にのりましょう。

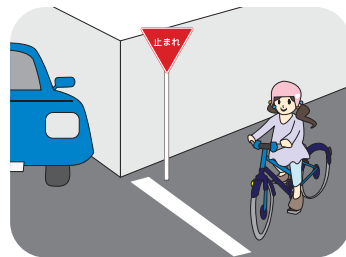
まも じてんしゃ こうつう 守ろう! 自転車の交通ルール



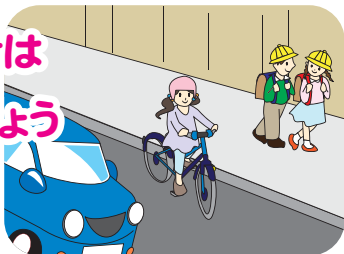
しんごう
● 信号を
まも
守りましょう



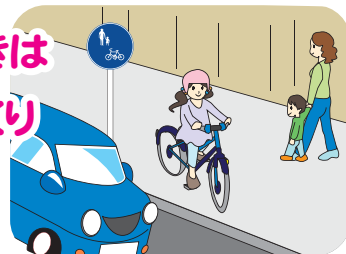
こうさてん
● 交差点では
かならず
必ず止まって
あんぜんかくにん
安全確認を
しましょう



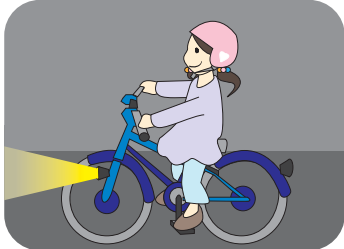
しゃどう はし
● 車道を走るときは
ひだりがわ はし
左側を走りましょう



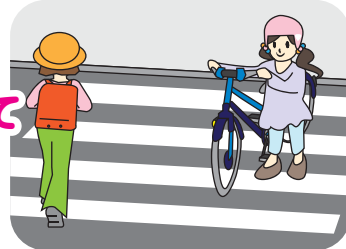
ほどう はし
● 歩道を走るときは
しゃどうがわ
車道側をゆっくり
はし
走りましょう



くら
● 暗くなったら
かならず
必ずライトを
つけましょう



おうたんほどう
● 横断歩道では
じてんしゃ お
自転車を押して
わたりましょう



保護者の方へ

お子さんの命を守るのはヘルメットです。また、お子さんのためにも必ず交通ルールを守るように日々指導をしてください。

- 平成20年6月1日の道路交通法改正により、幼児および児童(13歳未満)に対するヘルメットの着用努力義務が施行されました(「道路交通法」第63条の11)。これにより、保護者の方がお子さんを自転車に同乗させる、もしくは、お子さん自身が自転車を運転する際、ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。
- また、平成26年6月に制定した「堺市自転車のまちづくり推進条例」では、自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務を定めています(「堺市自転車のまちづくり推進条例」第6条第2項第2号)。



破損したヘルメット

●自転車の日常点検や整備に努めましょう

自転車を日常的に点検するとともに、自転車小売業者等による定期的な点検を受けるよう努め、必要に応じた整備を行ってください。



お子さんと一緒に自転車の点検をしましょう

自転車の点検 点検の合い言葉 『ハラブッタベサ』

合い言葉を覚えれば、簡単に点検場所を覚えることができます。

- ハ** **ハンドル**は
前輪と直角にしっかり固定されていますか？
- ラ** **ライト**は
明るいですか？自分の存在を分かってもらうために、夕方暗くなり始めたら必ず点灯しましょう。
- ブ** **ブレーキ**は
前後輪ともよくきいていますか？ブレーキのききが悪いと大変危険です。すぐに専門の方にもてもらいましょう
- タ** **タイヤ**の
空気はしっかり入っていますか？タイヤの溝がすり減っていないかどうか点検しましょう。
- ベ** **ベル**は
鳴りますか？ベルは危険を知らせるものです。やむを得ない場合以外は鳴らさないようにしましょう。
- サ** **サドル**は
しっかり固定されていますか？またがった時に両足の裏の広い部分が地面につく高さに調整しましょう。

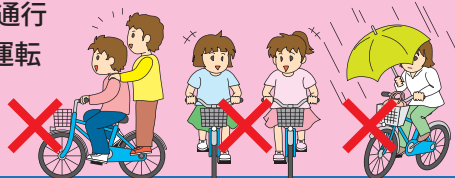
●ひたたくり防止カバーを活用しましょう



ひたたくり被害に遭われた方のうち、自転車の前かごからのひたたくりは約4割。ひたたくり防止カバーを装着すれば、前かごからのひたたくり被害はゼロに！

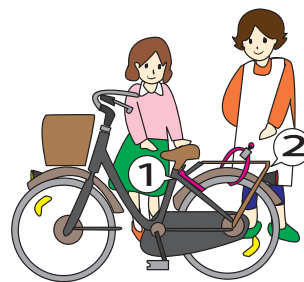
⚠️ 絶対にさせないでください

- 二人乗り・並んで通行
- 傘さしなどの片手運転
- ジグザグ走行や歩道での高速走行



●わずかな時間でも、自転車の施錠をしましょう

自転車の盗難は、鍵の掛け忘れ・無施錠による被害が約半数に及びます。盗難に強い「シリンダー錠」の取り付けや「二重ロック」も行いましょう。



シリンダー錠

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士がいる自転車安全整備店で点検整備を受けると貼付される TS マークに付帯する保険です。傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。

青色TS
マーク



イメージ図

赤色TS
マーク



イメージ図

傷害
補償

賠償責任補償
1,000 万円
(限度額)

傷害
補償

賠償責任補償
5,000 万円
(限度額)

- 死亡もしくは重度後遺障害 (1～4級) 一律…30万円
- 入院 (15日以上) 一律…1万円
- 死亡もしくは重度後遺障害 (1～4級) 一律…100万円
- 入院 (15日以上) 一律…10万円
- 被害者見舞金 (入院15日以上) 一律…10万円

※赤色 TS マーク付帯保険の補償内容は、平成 26 年 10 月 1 日以降に普通自転車点検整備を行い、赤色 TS マークを貼付したもからになります。

その他保険

傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することができる場合があります。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して加入できる自転車向け保険もあります(詳しくは、保険会社、コンビニエンスストア等でご確認ください)。

自転車のまち“堺”を自転車を利用しやすいまちに！

『堺市自転車のまちづくり推進条例』を制定しました

平成26年10月1日施行

堺市では、交通ルールの遵守及びマナーの向上を図り、安全に、安心して、かつ、快適に自転車を利用することができるまちづくりを市民共通の願いとして進めるため、この条例を制定しました。

保護者のみなさまにおかれましてもお子さんと一緒に自転車の安全利用にご理解いただき事故及び犯罪の防止にご協力ください。

条例については、堺市のホームページをご覧ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/sangyo/bicycle/df_ina_7475ede.html

堺市 自転車条例



【編集発行】堺市建設局自転車まちづくり推進室 電話072-228-7636

平成26年9月発行